平成２３年（フ）第１５３２号
千葉県市原市国分寺台中央６丁目１番地４
ハイツ祇園Ａ
債務者　西　　典子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５７号
千葉市中央区都町３丁目10番11―103号
債務者　田所　裕次
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８９号
千葉県市川市日之出22番１―314号ソフトタウン行徳Ｂ棟
債務者　石井　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０９号
千葉県東金市北之幸谷930番地18
債務者　金森　　稔
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
千葉県東金市東上宿15番地12　リバティ103
債務者　宮崎　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４４号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘17棟202号、住民票上の住所名古屋市名東区貴船２丁目1309番地　ムーニーウィンメイトウ102号
債務者　澤口真理子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４９号
愛知県刈谷市大正町３丁目108番地１　マンション久米302号、前住所静岡県湖西市南台４丁目３番13号
債務者　石井　陽介
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
愛知県岡崎市藤川町字北荒古６番地４
債務者　市川　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
岡山県倉敷市玉島上成826番地１　うわなりグリーンコーポＣ―106
債務者　鷺原　満代
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
群馬県伊勢崎市昭和町1883番地６
債務者　長野　純一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９８号
群馬県前橋市荒牧町201番地２
債務者　入澤　典子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９９号
群馬県前橋市関根町３丁目２番地６　宮内ハイツ406号
債務者　入澤　慶宣
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０９号
群馬県前橋市東片貝町185番地　プレミールＢ―201号
債務者　小原　俊彦
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１６号
群馬県前橋市南町２丁目45番地１　南部ハイツ502号
債務者　八山　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２４号
群馬県前橋市天川原町１丁目72番地12　太田ハイツ305号
債務者　猪野　貴夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３２号
群馬県前橋市広瀬町３丁目５番地28
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２３号
群馬県高崎市吉井町塩102番地１
債務者　橋爪　和男
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部